

尾鷲市三木里地区において、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき、人と農地の問題解決のため人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和4年3月16日

尾鷲市長 加藤 千速

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
尾鷲市三木里地区
- 2 協議の結果をとりまとめた年月日
令和4年3月11日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数 法人 1経営体
個人 1経営体
集落営農（任意組織） 0経営体
- 4 3の結果として、当該地域に担い手は十分いるかどうか。
担い手はいるが十分ではない。
- 5 農地中管理機構の活用方針
地域の中心となる経営体へ集積する際、積極的に農地中管理事業の活用を図る。
- 6 今後の地域農業のあり方
高齢化が進んでおり、地域を支える安定した経営体も十分とはいえず、
今後は農地が利用されず耕作放棄地が増加することが心配されるため、
農地を地域の中心となる経営体に集積していくと共に、将来を見据え、早い段階で新規就農者の確保に努める。